

東京大学大学院農学生命科学研究科  
One Earth Guardians育成プログラム 学術専門職員 公募

1	職名及び人数	学術専門職員（特定短時間）	1	名
2	採用予定日	令和6年4月1日以降		
3	任期	令和7年3月31日まで 予算の状況、業務の必要性及び勤務成績の評価に基づき令和9年3月31日までを限度として更新する場合があります。		
4	勤務地	東京都文京区弥生1-1-1 弥生キャンパス		
5	所属	大学院農学生命科学研究科 One Earth Guardians育成機構		
6	業務内容	1) One Earth Guardians育成プログラムにおいて実施される「Good Life on Earth」プログラムを主に担当し、専門的知識をもとに、同プログラム参加者によるアイデア実現のための研究開発を推進するために、協力教員および研究室とのコーディネートや研究開発デザインのサポート等を行う。（参考： <a href="https://www.one-earth-g.a.u-tokyo.ac.jp/gle/">https://www.one-earth-g.a.u-tokyo.ac.jp/gle/</a> ） 2) その他、上記プログラムの実施にあたり必要となる各種業務		
7	就業日	月曜日～金曜日（応相談） 週2日以上		
8	就業時間	10時00分～17時00分など 1日6時間、週2-3日程度（時間帯や合計時間数は応相談）		
9	休日・休暇	土・日、祝日法に基づく休日、年末年始（12月29日～1月3日） 年次有給休暇、特別休暇、忌引休暇 等		
10	給与□	時間給制 1,800 円以上（経験及び能力による）		
11	諸手当	通勤手当（支給要件を満たした場合）、超過勤務手当		
12	社会保険等	健康保険（文部科学省共済組合）、厚生年金保険、雇用保険（法令の定めるところにより加入）		
13	応募資格□	1) 上記の職務内容を遂行するにあたり、ふさわしい経験と能力を持ち、自律的に業務にあたること 2) 学生、大学教員・職員、企業など多様な関係者と円滑なコミュニケーションがはかれること 3) 高校生や大学生の研究や実験の支援・指導などを行った経験があることが望ましい。		
14	提出書類	1) 履歴書（東京大学統一履歴書を以下のURLからダウンロードし作成すること。） <a href="https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html">https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html</a> 2) 職務経歴書 1部（形式自由。差し支えない範囲で、それぞれの職務において具体的にどのような業務や役割を担われていたかがわかるように記載してください。） 3) 応募動機およびGood Life on Earthプログラムにどのように携わりたいかの抱負 1部（形式自由）□		
15	応募締切	令和6年1月31日（水）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施します。随時選考を行うため、応募締切前に募集を終える場合があります。□		
16	書類送付先及び問い合わせ先	〒113-8657 東京都文京区弥生1-1-1 東京大学大学院農学生命科学研究科 One Earth Guardians育成機構 担当：中西 TEL：070-3270-3200 E-mail：amomo[at]mail.ecc.u-tokyo.ac.jp（[at]は@に置き換えてください） ▼以下の方法で応募書類のご提出をお願いします。 □ 上記「14 提出書類」の1）、2）、3)について、この順に一つのPDFファイルにまとめてパスワードを付けて保存し、 <アップロード先URL> <a href="https://davm01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/eioygpJknEziWvU7Z6yTOdKxEj0sIB6KUbo7iYNnfsF">https://davm01.ecc.u-tokyo.ac.jp/public/eioygpJknEziWvU7Z6yTOdKxEj0sIB6KUbo7iYNnfsF</a> にアップロードしてください。 パスワードは、本項上記のE-mail宛に、「提出書類パスワード（学術専門職員・短時間）」という件名でご連絡ください。		
17	特記事項	1) 試用期間あり（採用日から14日間）		
18	募集者名称	国立大学法人東京大学		
19	その他	応募書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。 取得した個人情報は、本人事選考以外の目的には利用しません。 東京大学は男女共同参画を推進しており、女性の積極的な応募を歓迎します。 受動喫煙防止措置の状況：敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり） 外為法等の定めにより、採用時点で、海外との兼業や、外国政府等からの多額の収入がある場合、研究上の技術の共有が制限され、本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性があります。このような場合、兼業等については、本学における研究上の技術の共有に支障のない範囲に留める必要があります。		